会社法第782条第1項に定める事前備置書類

（吸収分割に係る事前開示事項）

2025年2月14日

東京瓦斯株式会社

2025年2月14日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社
代表執行役社長　笹山　晋一

東京瓦斯株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社を吸収分割会社とし、東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社（以下「承継会社」といいます。）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。
本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1.　吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2.　会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

承継会社は、本吸収分割に際して、当社に対して一切の対価の交付をいたしません。当社は、本吸収分割の効力発生時点において承継会社の全株式を所有していることから、当社はこれを相当であると判断いたしました。

3.　会社法第758条第8号に掲げる事項についての定め

該当事項はありません。

4.　会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5.　承継会社についての計算書類等に関する事項

(1)　最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2)　最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 自己株式の取得

当社は、2024年4月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己の株式を取得することを決議し、以下のとおり実施しました。なお、2024年9月9日までの買付をもって、当該自己株式の取得について、取得を終了しました。

① 取得した株式の種類　普通株式
② 取得した株式の総数　11,558,300株
③ 株式の取得価格の総額　39,999,847,800円
④ 取得期間　2024年5月7日～2025年3月31日
⑤ 取得方法　東京証券取引所における市場買付

(2) 自己株式の消却

当社は、2024年9月25日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、下記のとおり、自己株式の消却することを決議し、以下のとおり実施しております。

① 消却する株式の種類　普通株式
② 消却する株式の総数　11,558,300株（消却前の発行済株式の総数に対する割合2.9%）
③ 消却日　2024年10月18日

(3) 自己株式の取得

当社は、2024年10月30日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己の株式を取得することを決議し、以下のとおり実施しました。なお、2025年1月24日までの買付をもって、当該自己株式の取得について、取得を終了しました。

① 取得した株式の種類　普通株式
② 取得した株式の総数　9,209,700株
③ 株式の取得価格の総額　39,999,788,400株
④ 取得期間　2024年11月18日～2025年3月31日
⑤ 取得方法　東京証券取引所における市場買付

(4) 自己株式の取得

当社は、2025年1月31日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己の株式を取得することを決議しました。

① 取得する株式の種類　普通株式
② 取得し得る株式の総数　14百万株（上限とする、発行済株式総数に対する割合3.6%）
③ 株式の取得価格の総額　40,000百万円（上限とする）
④ 取得する期間　2025年2月5日～2025年3月31日
⑤ 取得方法　東京証券取引所における市場買付

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び承継会社の債務（吸収分割株式会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項

当社は、本吸収分割を行うにあたり、効力発生日以後における当社及び承継会社の債務の履行の見込みに関し、下記のとおり判断しました。

記

(1) 当社の最終事業年度の末日（2024年3月31日）以降本日までの間、当社の債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、効力発生日までに当社の資産及び負債の額が変動すること、及び本吸収分割により当社の資産及び負債の額が変動することを考慮しても効力発生日において当社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。また、本吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

(2) 承継会社の最終事業年度の末日（2024年3月31日）以降本日までの間、承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、効力発生日までに承継会社の資産及び負債の額が変動すること、及び本吸収分割により承継会社の資産及び負債の額が変動することを考慮しても効力発生日において承継会社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。また、本吸収分割後の承継会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

(3) 以上より、本吸収分割の効力発生日以後における当社及び承継会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断します。

以上

別紙1
吸収分割契約の内容

吸　収　分　割　契　約　書

東京瓦斯株式会社

東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社

日本
政府
印紙
40,000円

吸収分割契約書

東京瓦斯株式会社（以下「甲」という。）と東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収分割）

第１条　甲は、本件分割により、甲が営むGHPを主とした各種サービス事業（以下、「本事業」）に関する第４条第１項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

（商号および住所）

第２条　本件分割をなす当事者は、次のとおりとする。

(1)　甲（吸収分割会社）

商号：東京瓦斯株式会社

住所：東京都港区海岸一丁目５番20号

(2)　乙（吸収分割承継会社）

商号：東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社

住所：東京都港区海岸一丁目２番３号

（効力発生日）

第３条　本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年４月１日とする。但し、本件分割手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（承継する権利義務等）

第４条　本件分割により甲から分割され乙に承継される資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。ただし、不法行為によって生じた債務は承継されないものとする。

２　前項に基づく甲から乙への債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

（本件分割の対価）

第５条　乙は、本件分割に際し、甲に対して株式その他の金銭等の対価を交付しない。

（乙の資本金および準備金の額）

第６条　乙は、本件分割において資本金および準備金の額を増加しない。

（競業避止義務）

第７条　甲は、効力発生日以降であっても、本事業に関し競業避止義務を負わない。

（本契約の変更・解除）

第 8 条　本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更を生じたとき、その他必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

（本契約の効力）

第 9 条　本契約は、本件分割の実施に必要な法令に定める関係官庁の承認が効力発生日までに得られなかったときは、その効力を失う。

（協議事項）

第 10 条　本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

2024 年 11 月 14 日

甲　東京都港区海岸一丁目 5 番 20 号
東京瓦斯株式会社
代表執行役社長　笹山晋平

乙　東京都港区海岸一丁目 2 番 3 号
東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社
代表取締役社長　小西康弘

（別紙）

承継対象権利義務明細表

乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は次のとおりとする。なお、承継する資産および債務については、2024 年 3 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除して確定する。

1．承継する資産

（1）固定資産

①本件事業に属する有形固定資産、無形固定資産（但し、本件事業のみに属するソフトウェア以外のソフトウェアおよび本件事業のみに属する著作権以外の知的財産権を除く。）および投資その他の資産

②本件事業とそれ以外の事業で共同して利用している有形固定資産および無形固定資産のうち、主として本件事業で利用しているもの。

（2）流動資産

本件事業に属する売掛金、未収入金、貯蔵品その他の流動資産

2．承継する債務

（1）固定負債

本件事業に属する固定負債（但し、社債および借入金に関する固定負債を除く。）

（2）流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、預り金、前受金その他の流動負債（但し、社債および借入金に関する流動負債を除く。）

3．雇用契約

本件分割の効力発生日において本件事業に従事する甲の従業員の雇用契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生する権利義務は乙に承継されないものとする。

4．承継する契約上の地位および権利義務

（1）雇用契約以外の契約

本件事業に属する賃貸借、業務受委託、売買、請負、リースその他本件事業に属する一切の契約における契約上の地位およびこれに付随する権利義務（上記1．および2．により乙に承継されることとなる資産又は債務に係る契約におけるものを含む。）。但し、本件事業以外の事業にも関連する契約については、本件事業に関連する部分に限るものとする。

（2）許認可等

甲が効力発生日において本件事業に関連して保有している許可、認可、承認、登録および届出等のうち、甲から乙への承継が法令および条例上可能であるもの。

5．その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以上

固定資産	**865.9 百万円**
Ⅰ　有形固定資産	
・建物	4.1 百万円
・構造物	0.3 百万円
・機械装置	10.3 百万円
・工具器具備品	18.7 百万円
Ⅱ　無形固定資産	
・無形ソウトウェア	804.0 百万円
・商標権	1.2 百万円
・その他	27.3 百万円
Ⅲ　投資その他の資産	
―	―

別紙2
吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

第 22 期　計算書類

2023 年 4月 1日から
2024 年 3月31日まで

東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社

貸借対照表

（2024年3月31日現在）　　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**46,675,716**	**流動負債**	**55,774,332**
現金及び預金	809,304	買掛金	1,111,988
受取手形	143,226	工事未払金	4,056,595
電子記録債権	101,193	1年内返済予定長期借入金	15,000,000
売掛金	17,807,797	リース債務	1,373,392
完成工事未収入金	5,036,854	未払金	20,333,529
商品	339,211	未払費用	217,299
未成工事支出金	2,139,385	未払法人税等	2,151,350
貯蔵品	1,750,157	前受金	6,548,350
前払費用	511,966	未成工事受入金	2,821,221
未収入金	482,185	預り金	176,538
短期貸付金	16,224,655	賞与引当金	706,829
その他流動資産	1,329,878	完成工事等補償引当金	119,480
貸倒引当金	▲99	資産除去債務	463,080
		その他流動負債	694,677
固定資産	**181,610,781**	**固定負債**	**65,446,205**
有形固定資産	**135,650,341**	長期借入金	36,900,000
建物	12,904,357	リース債務	9,133,304
構築物	5,627,951	退職給付引当金	508,164
機械装置	92,605,497	事業撤退損失引当金	37,250
車両運搬具	703	契約損失引当金	1,223,120
工具器具備品	698,591	長期未払金	17,266,710
土地	3,813,594	資産除去債務	305,656
リース資産	9,713,287	その他固定負債	72,000
建設仮勘定	10,286,357		
無形固定資産	**1,299,463**	**負債合計**	**121,220,538**
ソフトウェア	1,038,404		
ソフトウェア仮勘定	9,212	**純資産の部**	
その他無形固定資産	251,847	**株主資本**	**106,982,178**
		資本金	**14,000,000**
投資その他の資産	**44,660,977**	**資本剰余金**	**22,945,427**
投資有価証券	476,910	資本準備金	20,789,250
関係会社株式	21,569,356	その他資本剰余金	2,156,176
長期貸付金	15,691,720	**利益剰余金**	**70,036,751**
長期前払費用	897,194	その他利益剰余金	70,036,751
差入敷金保証金	2,249,558	別途積立金	7,600,000
繰延税金資産	3,776,237	繰越利益剰余金	62,436,751
		評価・換算差額等	**83,782**
		その他有価証券評価差額金	83,782
		純資産合計	**107,065,960**
資産合計	**228,286,498**	**負債・純資産合計**	**228,286,498**

損益計算書

（2023年4月 1日から
2024年3月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**169,483,863**
売上原価	**154,979,898**
売上総利益	**14,503,965**
販売費及び一般管理費	**5,944,329**
営業利益	**8,559,635**
営業外収益	**682,626**
受取利息	303,726
受取配当金	64,114
雑収入	314,786
営業外費用	**558,518**
支払利息	441,537
雑支出	116,980
経常利益	**8,683,744**
特別利益	**127,092**
抱合せ株式消滅差益	127,092
特別損失	**1,523,395**
減損損失	1,523,395
税引前当期純利益	**7,287,441**
法人税、住民税及び事業税	2,837,554
法人税等調整額	▲657,289
当期純利益	**5,107,176**

株主資本等変動計算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

（単位：千円）

		株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
		資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
			資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
						別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高		10,000,000	19,850,860	1,481,996	21,332,856	7,600,000	57,329,575	64,929,575	96,262,432	55,837	55,837	96,318,269
当期変動額	新株の発行	4,000,000	938,390	－	938,390	－	－	－	4,938,390	－	－	4,938,390
	株式交換による増加	－	－	674,180	674,180	－	－	－	674,180	－	－	674,180
	当期純利益	－	－	－	－	－	5,107,176	5,107,176	5,107,176	－	－	5,107,176
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	27,944	27,944	27,944
	当期変動額合計	4,000,000	938,390	674,180	1,612,570	－	5,107,176	5,107,176	10,719,746	27,944	27,944	10,747,691
当期末残高		14,000,000	20,789,250	2,156,176	22,945,427	7,600,000	62,436,751	70,036,751	106,982,178	83,782	83,782	107,065,960

個別注記表

1．重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

期末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

①未成工事支出金の評価は、個別法による原価法によっております。

②商品及び貯蔵品の評価は、移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

（3）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

（4）引当金の計上基準

①貸倒引当金は、売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金は、従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込みのうち当期の負担額を計上しております。

③完成工事等補償引当金は、完成工事等に関する瑕疵担保及びアフターサービス等の支出に備えて、過去の実績を基礎とした見積補償額に基づいて計上しております。

④退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（１０年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤事業撤退損失引当金は、一部の地域冷暖房事業からの撤退決定に伴い、今後発生する損失見込額を計上しております。

⑥契約損失引当金は、メンテナンス受注に係る将来の損失に備えるため、今後発生する損失見込額を計上しております。

（５）収益及び費用の計上基準

エネルギーサービスに係る収益は、顧客との販売契約に基づいてエネルギーサービスを供給する履行義務を負っております。当該履行義務はエネルギーサービスを供給した一定期間にわたり認識し、顧客が当該サービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、供給した期間にわたり収益を認識しております。

受注工事に係る収益は、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は工事の完了時に収益を認識することとしております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。また、当該進捗度を合理的に見積もることができない場合には、発生したコストの範囲で収益を認識しております。

（６）千円未満の端数は、切捨てて記載しております。

２．収益認識に関する注記

（１）収益の分解

（単位：千円）

	オンサイトエネルギーサービス	地域エネルギーサービス	受注工事	その他事業	合計
売上高					
一時点で移転される財	—	—	9,217,687	22,117,880	31,335,568
一定の期間にわたり移転される財	98,945,583	26,577,341	12,612,463	12,906	138,148,295
顧客との契約から生じる収益	98,945,583	26,577,341	21,830,151	22,130,786	169,483,863
外部顧客への売上	98,945,583	26,577,341	21,830,151	22,130,786	169,483,863

（注1）その他事業：コンサルティング事業、メンテナンス事業、機器販売事業他

（２）収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3．表示方法の変更に関する注記

商品・サービスの製造・提供に係る技術部門の間接的な費用の表示方法は、従来、販売費及び一般管理費に含めて表示していましたが、当事業年度より売上原価に計上しています。当事業年度から親会社からの営業組織移管によりガス・パワーの販売代理業務事業が本格的に始動し、ガス製造・供給設備に係る技術開発等で発生した全般的な費用の原価性が明確になりました。これに伴い当社の全商品・サービスの製造・提供に係る技術部門における間接的な費用の表示区分を見直し、事業の実態をより適切に反映するために変更を行っております。

4．会計上の見積りに関する注記

（1）減損損失に関する注記

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	6,380,380千円
無形固定資産	7,374千円
投資その他の資産	51,626千円
減損損失	1,523,395千円

② その他の情報

減損の判定には見積りが使用されており、この見積りには減損が認識されるか否かの判定及び認識される減損金額に影響を及ぼす可能性があります。

減損損失の測定における回収可能価額は使用価値を基本としております。

資産または資産グループから得られる将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値算定における割引率は各年における最新の見積値を使用して計算された加重平均資本コストにより算出しております。

将来見積キャッシュ・フローは物件単位、拠点単位における将来見込みに基づいており、過去の経験、市場データ、現在及び見込まれる経済状況を考慮しております。

また、減損の兆候が識別されたものの減損損失の認識に至らなかったものについて、翌事業年度以降減損損失を認識する可能性があります。

（2）資産除去債務に関する注記

① 当事業年度の計算書類に計上した金額：768,736千円

② その他の情報

資産除去債務の見積りの基礎となる主要な仮定は、有形固定資産の除去に要するキャッシュ・フロー及び使用見込期間になります。

有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローの見積りは、有形固定資産の除去に係る作業のために直接要する支出のほか、処分に至るまでの支出について除去サービスを行う業者等の第三者からの情報等に基づいております。使用見込期間は、対象となる有形固定資産の除去を実行する履行予定時期に基づいております。

資産除去債務の予定履行期や将来の最終的な除去費用を見積ることは不確実性が伴うため、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（3）契約損失引当金に関する注記

① 当事業年度の計算書類に計上した金額：1,223,120千円

② その他の情報

メンテナンス受注に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積もることができるメンテナンス受注について、当該損失見込額を計上しております。損失見込額はメンテナンス受注収益総額及びメンテナンス受注原価総額の見積りを基礎としており、その見積りは主に各メンテナンス受注等の最終的な請負額、材料費、労務費及び外注費等に関する仮定を用いて算定しております。

当該仮定は将来の予測を含むものであるため、予期し得ないメンテナンス受注範囲及びメンテナンス受注内容の変更や工期の延長、将来の市況の変化に伴う材料費の変動等によりメンテナンス受注収益総額及びメンテナンス受注原価総額の見直しが必要となり、その結果、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（4）繰延税金資産の回収可能性に関する注記

① 当事業年度の計算書類に計上した金額：3,776,237千円

② その他の情報

繰延税金資産の回収可能性の前提となる見積課税所得は、将来の不確実な変動要素による影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5．貸借対照表

（1）	有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	178,251,694千円
（2）	関係会社に対する金銭債権債務	
	短期金銭債権	18,277,663千円
	短期金銭債務	15,687,780千円
	長期金銭債権	22,445,352千円
	長期金銭債務	36,900,000千円
（3）	契約資産及び契約負債	
	売掛金及び完成工事未収入金のうち契約資産の金額	688,485千円
	前受金及び未成工事受入金のうち契約負債の金額	9,310,440千円

（4） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

6．損益計算書

（1）	関係会社との取引	
	営業取引による取引高	
	売上高	22,790,203千円
	仕入高	65,448,696千円
	営業取引以外の取引高	
	収益	295,625千円
	費用	164,030千円

（2） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

7．株主資本等変動計算書

（1）　事業年度の末日における発行済株式の数　　普通株式　700,001株

8．税効果会計

繰延税金資産の主な内容は、減価償却限度超過額、固定資産減損損失の否認等であります。

繰延税金負債の主な内容は、その他有価証券評価差額金（評価益）、資産除去債務に対応する除去費用であります。

なお評価性引当額は、464,293千円であります。

9．資産除去債務に関する注記

（1）　資産除去債務の概要

建物の建替えに伴う原状回復義務等であります。

（2）　資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間1～4年と見積り、重要性の観点から割引を行っておりません。

（3）　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,133,376千円
見積りの変更による減少額	182,510千円
時の経過による調整額	－ 円
資産除去債務の履行による減少額	182,130千円
当事業年度末の残高	768,736千円

１０．リースにより使用する固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、オンサイトエネルギーサービス事業におけるコージェネレーション設備等の一部の機械装置については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

１１．金融商品

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用についてはグループ内貸付等に限定し、また資金調達についてはグループ内借入もしくは銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である電子記録債権、売掛金、完成工事未収入金は、取引先の信用リスクに晒されています。

当該リスクに関しては、取引開始時に信用状況を把握するとともに、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券のうち上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

投資有価証券のうち非上場株式については、発行元の信用リスクに晒されておりますが、定期的に財務状況の把握を行っております。

貸付金は、グループ会社宛てに限定されております。

買掛金、未払金、工事未払金、短期リース債務は１年以内の支払期日です。

長期借入金、長期未払金、長期リース債務は、主に設備投資に必要な資金を固定金利により調達したものです。

（２）金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。

（(注２）を参照ください）

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、完成工事未収入金、短期貸付金、買掛金、工事未払金、未払金は短期で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
①投資有価証券	176,431	176,431	—
②長期貸付金	15,691,720	16,723,900	1,032,180
③長期借入金	(51,900,000)	(50,888,220)	▲ 1,011,780
④長期未払金	(17,266,710)	(16,753,073)	▲513,637

(*)負債に計上されているものについては、(　) で示しています。

（注1） 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル１の時価に分類しております。

②長期貸付金

元利金の合計額を、期末時点の年限別想定発行利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

③長期借入金

元利金の合計額を、期末時点の年限別想定発行利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

④長期未払金

元利金の合計額を、期末時点での再契約想定利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（注２）市場価格のない株式等

投資有価証券（非上場株式）（貸借対照表計上額300,478千円）、関係会社株式（貸借対照表計上額21,569,356千円）については、市場価格がないため上表には含まれておりません。

１２．関連当事者との取引

属性	名称	議決権割合	関係内容	取引の内容	取引金額（千円）	期末残高	
						科目	金額（千円）
親会社	東京ガス㈱	被所有100%	原料の調達等	原料の調達等（注２）	64,174,531	買掛金	698,463
						未払金	6,569,962
			設備資金等	資金の借入（注２）	—	一年以内返済予定長期借入金	15,000,000
				利息の支払（注２）	110,030	長期借入金	36,900,000
			工事の受注等	請負工事等の受注（注３）	9,683,596	完成工事未収入金	465,400
						未成工事受入金	1,361,403
			資金の貸付	資金の貸付（注２）	14,941,820	短期貸付金	14,942,135
				利息の受取（注２）	5,212	—	—
親会社の子会社	東京ガスネットワーク㈱	なし	工事の受注等	請負工事等の受注（注３）	2,855,564	完成工事未収入金	993,240
						未成工事受入金	20,628
親会社の子会社	東京ガスリース㈱	なし	ガス機器設備等のリース取引	リース資産の購入（注２）	229,995	リース債務（流動）	864,735
				リース料金の支払（注２）	894,072	リース債務（固定）	7,209,625
				リース資産の売却（注２）	123,635	未収入金	218,660
			ガス機器設備等の割賦取引	割賦資産の購入（注２）	2,305,196	未払金	1,443,768
				割賦代金の支払（注２）	1,624,565	長期未払金	11,008,402
				利息の支払（注２）	188,438		
子会社	新居浜ＬＮＧ㈱	所有直接50.1%	工事の受注等	資金の貸付（注２）	—	短期貸付金	1,160,315
				利息の受取（注２）	280,447	長期貸付金	15,466,828
				請負工事等の受注（注３）	194,020	完成工事未収入金	65,120
						未成工事受入金	—
子会社	TGES America Ltd.	所有直接90.0%	増資の引受	増資の引受（注４）	4,938,390	—	—

（注１）取引金額には消費税等が含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

（注２）取引条件及び取引条件の決定方針等
市場価格、市場金利等を勘案して一般的な取引と同様に決定しております。
東京ガス株式会社の短期借入金と短期貸付金とについては、東京ガスグループ内の資金の効率化を図ることを目的としたＣＭＳ（キャッシュ・マネジメント・システム）を利用しており、取引金額は期中平均残高を記載しております。担保は受け入れておりません。
（注３）受注等に関する価格その他の取引条件は、市場実勢価格等を勘案して当社が希望価格・条件を提示し、交渉の上で決定するか、競争入札等によります。
（注４）子会社が行った第三者割当増資を1株につき24,691.95円で引き受けたものであります。

１３．１株当たり情報

１株当たり純資産	152,951.15円
１株当たり当期純利益	8,935.10円

１４．固定資産の減損損失
（１）資産のグルーピング方法
オンサイトエネルギーサービス事業については投資意思決定単位毎、地域エネルギーサービス事業については個別地域エネルギーサービス事業毎、また将来の使用が見込まれていない遊休資産については個別遊休資産毎を基本単位として資産のグルーピングを行っております。
（２）減損損失を認識した資産又は資産グループ

用　途	場　所	種　類	減損損失（千円）
ｵﾝｻｲﾄｴﾈﾙｷﾞｰｻｰﾋﾞｽ用設備他	沖縄県中頭郡他	機械装置等	1,523,395

（３）減損損失に至った経緯
当事業年度において、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。
（４）回収可能額の算定方法
使用価値、割引率　3.36％

１５．圧縮累計額
国庫補助金等による圧縮記帳額28,847,920千円が固定資産の取得価額から直接控除されております。

１６．企業結合に関する注記
（１）吸収合併（共通支配下の取引等）
当社は、2023年3月17日開催の取締役会の決議に基づき、2023年7月1日を効力発生日として、株式会社東京エネルギーサービスを吸収合併致しました。
① 合併の目的
本事業を当社地域エネルギーサービス事業に組み入れることで、運営コストの削減（事務所機能の統合、購買・経理処理の内製化・共通化等）を進めるとともに、技術・ノウハウの水平展開を図ることを目的としております。
② 企業結合日
2023年7月1日
③ 合併の法的形式
子会社である株式会社東京エネルギーサービスを消滅会社、当社を存続会社とする吸収合併

④ 合併後の企業の名称
東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社
⑤ その他の事項
被合併企業の直前事業年度の財政状態及び経営成績は以下の通りです。

売上高	311,404 千円
当期純利益	22,039 千円
総資産	2,615,937 千円
純資産	2,537,678 千円

新株式の発行・交付等：新株式の発行及び金銭等の交付は行っておりません。
⑥ 実施した会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（2）株式交換による完全子会社化（共通支配下の取引等）
当社は、2023 年 7 月 28 日開催の取締役会の決議に基づき、2023 年 10 月 1 日を効力発生日として、株式会社キャプティソリューションズを株式交換により完全子会社と致しました。
① 株式交換の目的
当社との連携の下、ＧＨＰや空調設備等の環境ソリューション事業を強化するとともに、脱炭素等のさまざまなソリューションの全国展開を目的としております。
② 企業結合日
2023 年 10 月 1 日
③ 株式交換の法的形式
株式会社キャプティソリューションズを完全子会社、当社を完全親会社とする株式交換
④ その他の事項
新株式の発行・交付等：新株式の発行及び金銭等の交付は行っておりません。
⑤ 実施した会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

第 22 期 附属明細書

2023 年 4月 1日から
2024 年 3月31日まで

東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社

1．有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：千円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額及び減損損失累計額	期末取得原価
有形固定資産	土地	3,813,594	－	－	－	3,813,594	－	3,813,594
	建物	13,205,407	1,104,718	127,723 (37,338)	1,278,045	12,904,357	18,657,769	31,562,126
	構築物	5,304,271	555,739	78 (78)	231,981	5,627,951	10,299,866	15,927,818
	機械装置	87,932,808	15,107,210	970,499 (858,770)	9,464,021	92,605,497	139,440,051	232,045,549
	車両運搬具	1,059	－	－	355	703	3,125	3,829
	工具器具備品	667,305	206,513	4,072 (2,374)	171,155	698,591	2,068,069	2,766,661
	リース資産	10,766,669	295,008	22,968	1,325,422	9,713,287	7,161,199	16,874,487
	建設仮勘定	5,539,346	23,050,649	18,303,638 (621,612)	－	10,286,357	621,612	10,907,970
	計	127,230,462	40,319,840	19,428,980 (1,520,173)	12,470,981	135,650,341	178,251,694	313,902,035
無形固定資産	ソフトウェア	1,535,584	343,182	7,499 (2,387)	832,862	1,038,404		
	ソフトウェア仮勘定	4,856	370,902	366,547	－	9,212		
	リース資産	956	2,740	－	3,696	－		
	その他無形固定資産	277,659	7,509	46 (46)	33,275	251,847		
	計	1,819,057	724,333	374,093 (2,434)	869,834	1,299,463		

1．「当期減少額」欄の（　）内は内書きで、当期の減損損失計上額であります。

2．有形固定資産の当期増加額の主なものは、オンサイトエネルギーサービス事業の機械装置であります。

また、吸収合併による有形固定資産の増加額として主なものは以下のとおりです。
具体的には、恵比寿地域エネルギーサービス事業に係る設備となっております。
機械装置　　1,003,187 千円

2. 引当金の明細

（単位：千円）

科　目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	－	99	－	99
賞与引当金	1,396,589	706,829	1,396,589	706,829
完成工事等補償引当金	84,991	126,980	92,491	119,480
工事損失引当金	286,435	1,097,079	1,383,514	－
退職給付引当金	662,621	180,088	334,545	508,164
事業撤退損失引当金	37,250	－	－	37,250
契約損失引当金	－	1,282,920	59,800	1,223,120

3. 販売費及び一般管理費の明細

（単位：千円）

科目	金額	備考
役員報酬	115,176	
給料	1,064,703	
雑給	135,412	
賞与手当	653,668	
法定福利費	355,365	
厚生費	128,986	
退職手当	123,604	
修繕費	246,522	
消耗品費	40,868	
旅費交通費	150,642	
通信費	104,499	
水道光熱費	7,744	
賃借料	415,112	
委託作業費	457,805	
販売促進費	42,677	
固定資産除却費	54,769	
租税課金	785,905	
保険料	3,776	
教育費	44,419	
雑費	116,067	
交際費	32,853	
減価償却費	745,416	
試験研究費	118,332	
計	5,944,329	

第 22 期　事業報告

2023 年 4月 1日から
2024 年 3月31日まで

東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社

事　業　報　告

［2023年4月1日から
2024年3月31日まで］

Ⅰ．会社の現況に関する事項

（1）　事業の経過およびその成果

当期の我が国の経済は、新型コロナの５類移行に伴い個人消費とインバウンド需要が回復し、社会経済活動は正常化が進み、緩やかな持ち直しが続いています。その一方で、世界的な物価高騰や、海外経済の減速、慢性的な人手不足による供給制約等、我が国経済を取り巻く環境は厳しさを増しています。

そのような経済環境の中、国内エネルギー市場では、ロシア・ウクライナ問題の長期化に加え、中東情勢悪化等の地政学リスクによるボラティリティ抑制ニーズの高まりや、２０５０年までのカーボンニュートラル・脱炭素化の実現に向けた動きが加速したことにより、消費者の価値観も多様化しており、脱炭素化・デジタル化は特に変化のスピードとインパクトが増す等、事業構造は大きく変化してきました。

このように取り巻く環境が大きく変化する中でも、当社は「ユーザーズ・ノウハウを駆使したエンジニアリングソリューションの提供」をさらに深化・拡大させ、国内外に積極的に提案をすることで、お客さまの最大価値の実現を目指し、事業を展開してまいりました。

各事業の活動成果は次のとおりとなりました。

① オンサイトエネルギーサービス事業

東京ガス(株)関係各部との密接な連携のもと、積極的に営業活動を展開した結果、産業用分野において新たにＥＳＰ（エネルギー・サービス・プロバイダー）19件、受託7件のサービスを開始し、また民生用分野においても新たにＥＳＰ5件、受託33件、合計64件のサービスを開始し、年度末の累計のサービス件数は908件となっております。新規契約による増加もありましたが、原料価格の下落や電気・ガス価格激変緩和対策の継続により、売上高は前年同期に比べ210億38百万円減少し、989億45百万円（前年同期比▲17.5%）となりました。

② 地域エネルギーサービス事業・Ｏ&Ｍ（オペレーション&メンテナンス）事業

今期の熱販売量は、夏期の気温上昇により冷熱需要は増加、冬期の気温も昨年を上回り温熱需要は減少しました。一方、昨年高騰していた原料価格は年間を通じて前年を下回り、さらに電気・ガス価格激変緩和対策の継続により、売上高は前年同期に比べ23億11百万円減少し、328億76百万円（前年同期比▲6.6%）となりました。

③ エンジニアリング事業

ＬＮＧ・プラント分野は、前年に竣工した袖ケ浦基地関連工事の減少等により、売上高は前年同期に比べ12億48百万円減少し、37億85百万円（前年同期比▲24.8%）となりました。

パイプライン分野は、工事件数の減少等により、売上高は前年同期に比べ16億

70百万円減少し、61億2百万円（前年同期比▲21.5%）となりました。

エネルギー環境分野は、袖ケ浦発電所建設工事の進捗により、売上高は前年同期に比べ65億43百万円増加し、78億66百万円（前年同期比＋494.4%）となりました。

ＣＧＳ受注、マッピング、機器販売・パテントの各分野は、フライヤー機器の販売台数増等により、売上高は前年同期に比べ9億44百万円増加し、85億35百万円（前年同期比＋12.4%）となりました。

④ ガス・パワー販売代理業務事業

前期から段階的に東京ガス(株)から営業組織が移管されたことによるガス・パワー販売代理業務の拡大により、売上高は前年同期に比べ62億35百万円増加し、103億29百万円（前年同期比＋152.3%）となりました。

⑤ その他

再エネ・脱炭素、海外事業は、市原バイオマス発電のオーナーズ・エンジニアリング業務の受注により、売上高は前年同期に比べ3億90百万円増加し、10億42百万円（前年同期比＋59.9%）となりました。

以上の各事業の活動の結果、当事業年度の売上高は、前年同期に比べ121億55百万円減少し、1,694億83百万円（前年同期比▲6.7%）となりました。

一方、売上原価も、前年同期に比べ97億32百万円減少し、1,549億79百万円（前年同期比▲5.9%）となりました。

販売費及び一般管理費は、科目表示の変更の影響を受け、前年同期に比べ53億11百万円減少し、59億44百万円（前年同期比▲47.2%）となりました。

これらの結果、経常利益は、前年同期に比べ24億90百万円増加し、86億83百万円（前年同期比＋40.2%）となりました。これに特別利益1億27百万円と、特別損失15億23百万円、法人税等及び法人税等調整額を21億80百万円計上した結果、当期純利益は51億7百万円（前年同期比＋52.4%）となりました。

（２）会社が対処すべき課題

新型コロナウィルスは５類感染症に移行し社会活動は正常化に大きく踏み出したものの、かつてない水準で長期化する円安や地政学リスク等によるエネルギー、建設建材・輸入品等の価格高騰や、調達不安が顕著になるなか、２０５０年ＣＯ２ネットゼロ宣言以降の脱炭素化への急激な加速、持続可能な社会への意識の一層の高まり等、取り巻く環境はかつてないほどのスピードで厳しく変化しています。この世の中の変化を正しく認識し、従来のやり方にとらわれることなく、社会やお客さまのニーズを的確にとらえ、あらゆる可能性にチャレンジしていくことが不可欠です。

当社は、2023-2025 中期経営計画で掲げた３つの変革①ソリューションの全国展開への変革②再エネ・脱炭素関連分野への変革③稼ぐ体質への変革により、首都圏のお客さまのみならず、国内外のさまざまなお客さまに対して、エンジニアリングとソリューションの提供を「誰もできない、に挑む」のマインドをもって積極的に行っていきます。また、東京ガスグループで昨年１１月に立ち上げた新たな事業ブランド「IGNITURE」の３つの価値、「脱炭素」「最適化」「レジリエンス」のソリュー

ションを国内外に展開し、お客さまに貢献していきます。事業の柱である「オンサイトエネルギーサービス」および「地域エネルギー・O&M」、「エンジニアリング」、「ガス・パワー」やトランジション期のエネルギー転換や再エネ・クレジット等を加えたソリューションを「脱炭素ソリューション」と位置づけ、この「脱炭素ソリューション」をワンストップで提供することで、お客さまやパートナーとともに成長し続け、常に信頼されるエンジニアリングソリューション事業のリーディングカンパニーを目指していきます。さらに、DX推進による業務の最適化・省力化、部門間連携の円滑化、メリハリを持ったリソース配分により稼ぐ体質へ変革するとともに、多様な働き方促進や社内コミュニケーションおよび社員教育の充実を図り、社員の能力を最大限に活かすための仕組みを構築し、企業基盤を強化していきます。

主な事業課題は下記のとおりです。

①オンサイトエネルギーサービス（国内・海外）

全国規模での潜在案件を、ミドル・バック機能の効率化・集約化によるリソース捻出に加え、ガス・パワー営業フロントを含めた最適フォーメーションを構築し対応。海外においては、東南アジアや北米市場で東京ガスグループと協力しながらESを拡大。

②地域エネルギーサービス・O&M

既存地冷の計画的・効率的な維持・更新。DXによる運用の高品質化等。

③エンジニアリング

国内LNG基地や幹線建設工事が収束し競合も激化しているなか、成長領域である再エネ、脱炭素関連事業での経験値獲得、収益向上を目指す。

④ガス・パワー

ボラティリティ対応や事業規模適正化対応等、量の適正化・質的向上への転換を図り、収益性を維持。

（3）資金調達の状況

当事業年度の設備投資資金は、自己資金ならびに東京ガスグループ内からの調達により賄いました。また子会社への増資のために2023年11月には、第三者割当増資により20万株の時価発行（払込金額1株につき24,691.95円）をいたしました。

（4）設備投資の状況

当該事業年度の設備投資総額は、230億14百万円であります。

設備投資の主たる内容は、オンサイトエネルギーサービス事業204億83百万円、地域エネルギーサービス事業21億49百万円（新宿地域冷暖房センター等）であります。

（5）営業成績および財産の状況の推移

区　　分	2020年度 第19期	2021年度 第20期	2022年度 第21期	2023年度 第22期（当事業年度）
売　上　高	千円 139,312,467	千円 147,198,408	千円 181,639,745	千円 169,483,863
経常利益	千円 6,078,206	千円 4,351,439	千円 6,193,326	千円 8,683,744
当期純利益	千円 4,403,270	千円 2,769,915	千円 3,350,490	千円 5,107,176
1株当たり当期純利益	円 8,806.52	円 5,539.82	円 6,700.96	円 7,295.96
総　資　産	千円 188,403,802	千円 195,257,255	千円 220,386,137	千円 228,286,498

第19期（2020年度）

第19期は、新型コロナウィルス感染症拡大が継続するなかで、一定の経済活動抑制を余儀なくされ、緊急事態宣言・感染拡大による消費者行動の抑制等の影響による業績回復のばらつき等が雇用・所得環境、消費に大きな影響を与え、売上高は1,393億12百万円、売上原価は1,232億60百万円、経常利益は60億78百万円となりました。

第20期（2021年度）

第20期は、長引く新型コロナウィルス感染症対応によるサプライチェーンの混乱や物資不足等の懸念が高まったこと、ロシアのウクライナ侵攻による資源価格の上昇やマーケットの混乱、米国の利上げによる円安の進行から日本経済や個人消費へ大きな影響を与えたことから、売上高は1,471億98百万円、売上原価は1,323億90百万円、経常利益は43億51百万円となりました。

第21期（2022年度）

第21期は、ウクライナ侵攻や天候不良・災害等に伴う電力需給ひっ迫による原料価格の高騰に加え、２０５０年までのカーボンニュートラル・脱炭素化の実現に向けた動きが加速したことから、売上高は1,816億39百万円、売上原価は1,647億12百万円、経常利益は61億93百万円となりました。

第22期（2023年度）

当事業年度につきましては、前記「事業の経過およびその成果」に記載のとおりです。

（6）主要な事業内容

① オンサイトエネルギーサービス事業
② 地域エネルギーサービス事業・O&M（オペレーション&メンテナンス）事業
③ ガス・パワー販売代理業務事業
④ エンジニアリング事業
⑤ 液化天然ガス・パイプライン・情報処理に関するエンジニアリング事業

（7）主要な営業所

名称		所在地
本社		東京都港区
地域エネルギー事業部	新宿地域冷暖房センター	東京都新宿区
	芝浦地域冷暖房センター	東京都港区
	幕張地域冷暖房センター	千葉県千葉市
	さいたま新都心地域冷暖房センター	埼玉県さいたま市
	足柄ユーティリティサービスステーション	神奈川県南足柄市
	田町スマートエネルギーセンター	東京都港区
カスタマー技術部	豊洲事業所	東京都江東区
袖ケ浦事業所		千葉県袖ケ浦市
東京国際空港エネルギーセンター		東京都大田区

※主要な営業所は正社員が10名以上常駐している営業所を記載しております。

（8）従業員の状況

従業員数（期末）	（前期末比増減）	平均年令	平均勤続年数
人 1,889	人 (+213)	歳 46.9	年 8.2

（注1）従業員数には、使用人兼務役員を含んでおります。

（9）親会社の状況

親会社との関係

当社の親会社は東京ガス(株)であり、同社は当社の議決権を100%所有しております。

① 取引の内容

当社は、東京ガス(株)から都市ガスおよび蒸気を購入しております。また、東京ガス(株)に対し地域冷暖房冷温熱および電力を販売しております。さらに、東京ガス(株)から建設工事を受注しております。

② 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引に当たっては、当該取引の必要性、取引条件等に留意し、公正かつ適正に判断しております。

③ 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社の取締役会は、当該取引が第三者との通常の取引に照らし相当であると認められたことから、当社の利益を害さないと判断しております。

（１０）吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継状況

当社は、2023年7月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により(株)東京エネルギーサービスの権利義務を承継いたしました。

また、2023年10月1日付で東京ガス(株)が保有するすべての(株)キャプティ株式を当社に移管し、(株)キャプティは当社100%子会社「(株)キャプティソリューションズ」に社名変更をいたしました。

Ⅱ．株式に関する事項

（１）会社が発行する株式の総数　2,000,000株

（２）発行済株式の総数　700,001株

（３）株主数　1名

（４）株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
東京ガス（株）	株 700,001	% 100

Ⅲ．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当、他の法人等の代表状況および重要な兼職状況
代表取締役社長 社長執行役員	小　西　康　弘	東京ガス(株)常務執行役員
取締役	岸　野　洋　也	パイプライン分野担当 水道マッピングシステム(株)代表取締役社長
取締役 常務執行役員	内　田　　進	産業エネルギー営業本部長
取締役 常務執行役員	髙　橋　　稔	都市エネルギー営業本部長
取締役 常務執行役員	近　藤　芳　正	ソリューション営業本部長
取締役 常務執行役員	岡　本　和　久	ソリューション技術本部長
取締役 常務執行役員	堀　　和　秀	O＆M本部長
取締役 常務執行役員	天　野　寿　二	エンジニアリング本部長
取締役 常務執行役員	藤　川　礼　二　郎	海外事業本部長 ＴＧＥＳ上海　董事長
取締役 常務執行役員	宮　田　雅　夫	企画本部長 ＴＧＥＳ　Ａｍｅｒｉｃａ　取締役
取締役 (非常勤)	吉　田　　範　行	東京ガス(株)カスタマー＆ビジネスソリューションカンパニー企画部長
取締役 (非常勤)	八　尾　祐　美　子	東京ガス(株)海外事業企画部長
監査役	森　　正　樹	水道マッピングシステム(株)　監査役 ＴＧＥＳ上海　監事
監査役	櫻　井　　昭　一	

（注）　1．取締役の岸野洋也、近藤芳正、天野寿二、藤川礼二郎、宮田雅夫、八尾祐美子は、2024年3月31日付で退任いたしました。
　　2．2024年4月1日付で、門正之、上中孝之、斉藤孝史、松本幹雄、竹内敦則が取締役に就任いたしました。

Ⅳ．会計監査人に関する事項

（１）会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

Ⅴ．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要および当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

（１）取締役の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制

① 東京ガスグループにおけるコンプライアンス体制の基盤として定められた「企業行動理念」および「私たちの行動基準」を遵守する。

② 「法令」、「経営理念」、「企業行動理念」および「私たちの行動基準」等の遵守を図るため、当社におけるコンプライアンス体制の適切な整備・運用を推進するための審議・調整機関として、「ＴＧＥＳ経営倫理委員会規則」に基づきＴＧＥＳ経営倫理委員会を設置する。

③ 取締役会は、「取締役会規則」に基づき、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決定する。

④ 業務執行にあたる取締役は、取締役会が決定した基本方針に基づき、内部統制システムを整備する役割と責任を負う。

⑤ 取締役は、経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、遅滞なく取締役会および監査役に報告する。

⑥ 東京ガス(株)のインサイダー取引防止および情報開示に関する定めに従い、該当する情報の取扱いの適法性・適正性・迅速性を確保する。

⑦ 取締役の職務執行に対し、監査役は「監査役監査基準」に基づき監査する体制を確保する。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規則」および「情報セキュリティ管理規則」に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

（３）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は、法令、定款ならびに「取締役会規則」が定める取締役会決議事項を決議する。また、同規則に基づき、取締役会を原則として３か月に１回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。なお、取締役会決議事項中、事前審議を要する事項、その他経営に係わる重要事項については、「経営幹部会規則」に基づき経営幹部会において審議する。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職制規則」、「業務分掌規則」、「職責権限規則」において、それぞれの責任者、およびその責任、執行手続の詳細について定める。

③ 代表取締役は、「取締役会規則」の定めに従い、業務執行の状況を取締役会に報告する。

④ 取締役会は、中長期経営戦略等の策定、それに基づく主要経営目標の設定、および進捗についての定期的な検証を行うと共に、年度毎の部門別目標を設定し、実績を管理することにより、効率的かつ効果的な取締役の職務執行を確保する。

（4）リスク管理に関する規程その他の体制

① 取締役会は、当社のリスク管理を推進するために「リスク管理規則」を定めるとともに、ＴＧＥＳリスク管理委員会を設置する。また、当社の業務執行に係る重要リスクとして「ＴＧＥＳ重要リスク」を特定し、毎年見直す。

② 投資、出資、融資および債務保証に関する案件に対しては、採算性およびリスク評価を行い、必要に応じて経営幹部会もしくは取締役会に付議する。またデリバティブ取引については、「市場リスク管理規則」に基づき実施する。

③ 非常災害、非常事態等の不測の事態が実際に発生した場合には、所定の体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。

（5）使用人の職務執行が法令・定款・その他のルールに適合することを確保するための体制

① 社内各部門におけるコンプライアンス体制の適切な整備・運用の推進を支援するためにコンプライアンス推進者を設置する。さらに、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する疑義のある行為等についての相談窓口として設置されている「東京ガスグループ相談窓口」を周知する。

② 当社のコンプライアンス体制の整備・運用状況については、監査役がこれを監査し、問題があると認めるときは、その改善を求めることができる体制とする。

③ 東京ガス(株)が定めた「企業行動理念」および「私たちの行動基準」等の遵守、および業務の適正を確保するために必要な諸規則を定める。

④ 企画本部内にリスクマネジメント室を設置し、重要リスク等に対し関係個所と連携しながら対処する。

（6）東京ガスグループの一員として業務の適正を確保するための体制

① 東京ガス(株)が定めた「企業行動理念」および「私たちの行動基準」等を遵守し、取締役および監査役は、業務の適正を確保するために善良なる管理者としての注意義務を負う。

② 当社は、東京ガス(株)が定める「子会社管理規則」に従う。

③ 子会社に対しても業務の適正を確保するための必要な体制の整備を求めるとともに、当社は子会社それぞれの事業形態や経営環境を踏まえたリスクマネジメント体制の構築を指導し、子会社での活動状況について定期的に報告を求める。また、子会社取締役および子会社監査役は、業務の適正を確保するために善良なる管理者としての注意義務を負う。

④ 東京ガス(株)の管理その他の点で、法令・定款違反その他コンプライアンス上問題があると当社が認める場合には、東京ガス(株)のコンプライアンス部等適切な部門へ報告する体制をとり、上記問題に対し、取締役および監査役は善良なる管理者としての注意義務を負う。

⑤ 東京ガス(株)の監査に際して、監査役およびリスクマネジメント室は東京ガス(株)監査委員および同監査部と密接な連携を保ち、効率的かつ有効な監査を支援する。また当該監査結果を取締役会および代表取締役に報告する体制とする。

（７）取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

① 監査役が、監査役の職務の執行に必要な事項に関して随時、取締役および使用人に対して報告を求めることができる体制とする。

② 監査役が、随時、取締役と意見交換の機会を持つこと、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、および重要情報に関する情報を入手できること、を保証する。

③ 監査役が、リスクマネジメント室、会計監査人、東京ガス(株)監査委員および同監査部と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。

（８）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

① 当社の取締役の職務執行については、社内規程に則り執行されており、コンプライアンスやリスク管理に対応しております。取締役会にて積極的に発言をする機会を設けております。なお、取締役会の資料および議事録は、適切に保管されております。

② 各部門は、社内規程に基づき、年度毎の重要リスクの見直し、四半期毎のリスクの自己評価を行い、リスク管理の強化に取り組んでおります。

③ 監査役は、取締役会、経営倫理委員会、リスク管理委員会等の重要な会議へ出席し、また、会計監査人、東京ガス(株)監査委員および同監査部との情報交換を通じて、業務の適正性を確保するための体制を確認しております。

第 22 期　附属明細書

（事業報告関係）

2023 年 4月 1日から
2024 年 3月31日まで

東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社

事業報告の内容を補足する重要な事項はございません。

KPMG あずさ監査法人

独立監査人の監査報告書

東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社

第22期
自　2023 年 4 月 1 日
至　2024 年 3 月 31 日

有限責任 あずさ監査法人
2024年5月

本監査報告書（電子署名が付されているものを含む。）については、法令等に基づき利用する場合及び行政又は司法機関の命令若しくは要請等に応じる場合を除き、当監査法人が指定する事前の書面による承諾なく、Web掲載を含む転載等又は第三者に対して報告書等の全部若しくは一部を問わず開示、引用、要約、翻訳、言及若しくは配布してはならない。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

独立監査人の監査報告書

2024年5月31日

東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　相澤尚也

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩宮晋伍

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書

類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

経営者確認書

2024年5月31日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　相澤 尚也　　様

東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社

代表取締役社長　　小西 康弘

専務執行役員 企画本部長　上中 幸[illegible]

本確認書は、当社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第22期事業年度の計算書類及びその附属明細書(以下「計算書類等」という。)が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて貴監査法人が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。

記

計算書類等

1. 私たちは、2023年9月4日付けの(2024年3月期に係る)監査契約書に記載されたとおり、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成する責任(継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する必要な開示を行う責任を含む。)を果たしました。計算書類等は、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して当社の財産及び損益の状況を適正に表示しております。

2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。

3. 会計上の見積りについて適用される財務報告の枠組みに照らして合理的な認識、測定及び注記を達成するために、使用した見積手法、データ及び重要な仮定並びに関連する注記事項は適切であると判断しております。

4. 関連当事者との関係及び取引は、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適切に処理し、かつ注記しております。

5. 計算書類等に計上又は注記すべき決算日後本確認書の日付までに発生した計算書類等に重要な影響を及ぼす事象はありません。

6. 会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して処理又は注記すべき訴訟事件等はありません。

7. 未修正の虚偽表示はありません。

8. 過去の計算書類等の訂正が必要となるような重要な事実は発生しておりません。

9. 計算書類等は、前期と同一の会計方針に基づき作成しており、重要な会計方針は計算書類等に適切に注記しております。

10. 計算書類等の資産又は負債の計上額や表示に重要な影響を及ぼす経営計画や意思はありません。

11. 契約不履行の場合に計算書類等に重要な影響を及ぼす契約諸条項は、全て遵守しております。

12. 計算書類等に注記しているものを除き、所有権に制約がある重要な資産はありません。

13. 金融商品に関する会計基準に規定する金融資産及び金融負債の消滅の認識要件に準拠して金融資産及び金融負債の消滅の認識の会計処理をしております。

14. 当社の採用した資産のグルーピングの方法、減損の兆候の識別、減損損失の認識の判定及び測定の方法は、当社の状況から見て適切なものであると考えており、減損損失を適切に計上しております。

15. 退職給付債務及び退職給付費用を測定するための数理計算上の計算基礎や計算方法は、当社の状況から見て適切なものであると考えております。

16. 顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に又は充足するにつれて、取引価格のうち、充足した履行義務に配分された額で認識し、適切に損益計算書に表示し、適切かつ十分に注記しております。

17. 適正な法人税等及び法人税等調整額を計上しております。

18. 繰延税金資産に関しては将来の回収可能性を十分に検討し回収可能な額を計上しております。

19. 計算書類等に計上又は注記すべき重要な偶発事象はありません。

20. 受注工事について一定の期間に渡り移転される財として収益を認識しているものについて、工事収益、工事原価及び工事進捗率の見積もりは適切に行っております。

21. 貸借対照表日後に発生すると予想される補償費に対して適切な完成工事等補償引当金を計上しております。

22. 貸借対照表日後に発生すると予想される損失に対して適切な契約損失引当金を計上しております。

23. 当期に行った技術部門の間接的な費用に関する表示方法の変更は、企業内外の経営環境の変化に対応して行われており、原価性がより明確になったことから、会社の状況に即して適切であると判断しております。

24. 当年度の計算書類等に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の計算書類等に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、計算書類等利用者の理解に資する情報を注記しております。

提供する情報

25. 貴監査法人に以下を提供いたしました。
   (1) 記録、文書及びその他の事項等、計算書類等の作成に関連すると認識している全ての情報を入手する機会
   (2) 本日までに開催された株主総会及び取締役会の議事録(未作成の場合は、その議事の内容)、並びに重要な稟議書
   (3) 貴監査法人から要請のあった監査のための追加的な情報
   (4) 監査証拠を入手するために必要であると貴監査法人が判断した、当社の役員及び従業員への制限のない質問や面談の機会

26. 全ての取引は会計記録に適切に記録され、計算書類等に反映されております。

27. 不正による計算書類等の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を貴監査法人に示しております。

28. 当社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の情報はありません。
   - 経営者による不正又は不正の疑い
   - 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い
   - 上記以外の者による計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い

29. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した計算書類等に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する情報はありません。

30. 計算書類等を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して認識している事実はありません。

31. 計算書類等を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等又はそれらの可能性に関して認識している事実はありません。

32. 関連当事者の名称、並びに認識された全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を貴監査法人に提示いたしました。

33. 固定資産の減損会計に関する重要な情報を全て貴監査法人に提示しております。

34. 退職給付制度に関する重要な情報を全て貴監査法人に提示しております。

以 上

監 査 報 告 書

２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第２２期事業年度における取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

私どもは、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針に従い、取締役、使用人、親会社の監査委員及び内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２４年6月１０日

東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社

監査役　森　正樹

監査役　櫻井昭一